

他法令における児童でないことの確認方法等について
(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の例)

1 テレホンクラブ営業(店舗型・無店舗型電話異性紹介営業)

(1)利用規制

- ・18歳未満の者からの会話の申込みを取り次いではない(法31条の13 七、法31条の18 二)
- ・営業者は会話の申込みをした者が18歳以上であることを確認するための措置を講じておかなければならない(法31条の13 、法31条の18)

【年齢確認方法】(具体的な確認方法(規則66条 、規則72条))

身分証明証等の写し(身分証明書、運転免許証、保険者証等の申込者の年齢又は生年月日を確認するために必要な部分の写し)をファックスにより受信すること
クレジットカードを使用する方法その他の18歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること
利用者の年齢を確認したネットワーク上の認証局から識別番号等の告知を受けること

(2)義務違反に対する行政処分

- ・指示処分(法31条の14、法31条の19)
- ・8月以内の営業停止処分(法31条の15 、法31条の20)

2 インターネット利用のアダルト映像送信営業(映像送信型性風俗特殊営業)

(1)利用規制

- ・18歳未満の者を客としてはならない(法31条の8)

【年齢確認方法】(法31条の8)

客が18歳以上である旨の証明又は18歳未満の者が通常利用できない方法により料金を支払う旨の同意を受けること

(2)義務違反に対する行政処分

- ・指示処分(法31条の9)
- ・年少者利用防止のための命令(罰則あり、法31条の10)

店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業 の届出状況（平成14年～平成18年）

	H14	H15	H16	H17	H18
店舗型 電話異性 紹介営業	514	483	469	432	299
無店舗型 電話異性 紹介営業	359	368	375	362	167

〔参考〕

生活環境課資料に基づき作成。新規届出数ではなく累計。
平成18年は、届出事項の見直しに係る法改正の影響があると思われる。

児童買春のうちテレホンクラブ営業に関係した事件の被害者数等 （平成14年～平成18年 / 平成18年・19年上半期）

	H14	H15	H16	H17	H18	H18上半期	H19上半期
被害児童	-	-	180	198	152	95	30
送致件数	478	212	178	219	169	107	28
送致人員	356	174	135	129	119	93	28